

査読の基準及び要領

平成 30 年 2 月現在

社団法人 日本音響学会
編集委員会

1. 査読の目的

論文等の価値判断は読者によってなされ、内容に関する責任は著者に帰すべきものです。したがって、査読の目的は、原稿が基本的な条件を満たしているか否かを一定の基準に照らして検討し、その掲載の可否を客観的に判断することにあります。

論文等の書き方の指導、著者との討論などは、査読の目的に含まれません。

2. 査読の基本的条件

- [1] 査読は、本学会の発展と会員の利益を念頭におき、本学会の分野で学問・産業の発展のために何らかの意味で良い影響を及ぼす可能性のある論文等を学会誌に積極的に掲載するために行うものです。
- [2] 査読は、公平・正確を旨とします。したがって個人の見解や好みをまじえず、公平な立場をとる必要があります。見解の相違などがある場合には、論文などが学会誌に掲載されてから、一会員の資格で誌上討論を展開することとします。
- [3] 査読に当たっては、有益な論文等を迅速に掲載することを基本方針とします。従って、表現などにおける多少の欠点にはこだわらないこととします。また、論文等の作成指導は行わないこととします。ただし、適切な助言によって論文等の内容が改善されると思われる場合には、その助言を「参考意見」として付すことができます。後述のように「参考意見」は「掲載の条件」と明確に区別されるものであることにご注意下さい。
- [4] 査読の関係者は、それによって得られた情報を悪用したり、秘密にすべき事項を漏らすなど、投稿者の利益に反し本学会の名誉を傷つけるような行為をしてはなりません。

3. 査読の期間、査読者の数および著者の修正期間等

(1) 日本音響学会誌の査読期間、査読者の数

種別	査読期間	査読者数
論文	1 ヶ月	2 名
技術報告	1 か月	1 名
研究速報	1 か月	1 名
総説	1 ヶ月	2 名
寄書	2 週間	1 名
技術プラザ	※	※

※備考 技術プラザは担当で判断

(2) AST 誌の査読期間, 査読者の数

種別	査読期間	査読者数
Paper	1 ヶ月	2 名
Technical Report	1 ヶ月	1 名
Acoustical Letter	2 週間	1 名
Review	1 ヶ月	2 名
Short Note	2 週間	1 名
Translated Paper	※	※
Translated Letter	※	※

※備考 Translated Paper と Translated Letter は委員会で整合性を判断

(3) 著者の修正期間

判定	修正期間
B	90 日
C	90 日

※A' 判定の修正は 30 日

Letter 判定	修正期間
B	30 日

(4) 査読終了後の原稿の提出期間は 30 日

専門分野が合わない, 時間がとれないなどのために査読が出来ない場合は, すみやかに学会に連絡して下さい。その他, 査読に関する疑問・意見・相談事項については, 担当編集委員又は学会事務局に連絡して下さい。

4. 他の出版物への寄稿との関係

掲載決定以前に, それと同一の内容の論文等が, 同一の著者 (又はその中の少なくとも 1 名を含む著者) によって他の公開出版物に寄稿された場合は, 原則として掲載しません。ここで公開出版物とは, 内外の書籍・雑誌又は官庁, 学校, 企業などによる出版物を言います。

ただし, 本学会又は他の学会 (外国を含む) による研究発表会・研究会などにおける口頭発表の予稿, 特許・実用新案の広報又は公開公報 (外国を含む) は例外とします。また, 英文誌の Acoustical Letter として掲載された内容を充実・発展させたものを本学会の論文・Paper・技術報告・Technical Report として投稿することも認められています。ただし, これらの場合, 先行する発表が引用されている必要があります。

5. 採否の判定とその報告 (論文等査読報告書記入要領)

5.1 内容と体裁の評価

論文・Paper・技術報告・Technical Report・寄書・Short Note・Acoustical Letter・総説・Review (以下論文等という) の内容判定の際の基準は, 付表のとおりとします。

また, 新規性, 有効性, 信頼性, 了解性及び論文等の体裁の判定については, 下記の点も配慮することにします。

(1) 新規性については, 内容が公知・既発表, 又は既知のことから容易に導きうるものでないこ

とを基本として判定しますが、著者の独創による部分と従来知見による部分とが明確に区別して記述されているか否かも判定の対象となります。

- (2) 後述のように、システム開発を主題とした論文では、技術の組み合わせの新しさ、システムとしての新しさ、それで得られた知見の新しさ、なども新規性の対象とします。
- (3) 少なくとも著者の一人が関係している研究会資料、学会講演論文集等は、公知・既発表として扱いませんが、投稿以前に他人が同一内容を研究会、学会講演で発表している場合には、新規性がないと判定します。ただし、査読者はこれら口頭発表の資料まで厳密に調査する必要はなく、査読者の持つ情報で判定して構いません。
- (4) 有効性は、音響学分野の学問、技術の発展にとって有効かどうかについて判断することを基本とします。
- (5) 論文・Paper の新規性、有効性のうちいずれか一方が認められれば、掲載の条件を満たすこととします。
- (6) 論文等の内容に関する最終責任は著者にあるので、信頼性の判定において、査読者が計算や実験の過程を逐一たどる必要はありません。
- (7) 了解性については、内容の厳密性を損なわない範囲で、専門からやや外れた分野の読者にも理解できるように書かれているか否かを判定基準とします。ただし、寄書及び Short Note は、論文・Paper・技術報告・Technical Report ほどの高い了解性は要求しませんが、少なくとも同じ分野の会員に理解できることを判定基準とします。
- (8) 書き方、議論の進め方等に不明確な点が多く、内容を的確に判定することが困難な論文等は、了解性の点で掲載不相当とし、できるだけ早く著者に返し、再投稿を促すこととします。
- (9) 英文の質については、内容が理解できれば良いとし、著しい完成度・格調の高さは要求しません。原則として英文添削制度を適用するものとします。
- (10) 体裁評価の基準は、投稿規定に従って原稿が構成され、記述されていることです。投稿規定からの逸脱が軽微であれば、掲載の条件として規定を遵守するよう修正を指示し、逸脱が著しい場合には、掲載不相当と判断することとします。
- (11) 題名は簡潔かつ平易である必要があります。不適切と判断される場合は、査読報告書の所定の欄を用いて指摘してください。題名においては、原則として略号の使用を認めておりません。また、その分野において十分認知されていない用語の使用も避けるべきです。「新～」「novel～」など、客観性に欠ける修飾語の使用も好ましくないと考えられます。これらの点に特に注意してください。
- (12) 図・表については、特に見やすさに留意することとします。
- (13) 引用文献については、指針、Preprint、学会講演論文集、及び研究会資料等のような一般に入し難いものはできるだけ引用を避けることとしますが、プライオリティを尊重する上で必要と判断される場合には、その内容を本文中に簡潔に記した上で、参考文献(References)に出所を明記させることにします。
- (14) 査読を受けていない研究会資料・学会講演論文集等の内容を根拠にして、議論を進めた論文については、その根拠の妥当性・信頼性も査読の対象となります。
- (15) システム開発を主題とした論文を査読する際は、特に下記の点にご留意下さい。
 - 既存技術の統合によりシステム開発が行われたとしても、組み合わせの新しさ、システムとしての新しさ、それで得られた知見の新しさ、などを新規性の対象とします。

- 従来と比べて総合的、または部分的に優れていることが了解できるように記述されていれば有効性があると判断します。これが論理的に述べられていれば、必ずしも実験データは必要ではありません。なお、著者の希望により実際に動作している映像などの参考資料を査読用に添付できることになっております。
- 開発環境条件、統合した技術内容、それによってどのような結果が得られたのかが明確に記述されていれば信頼性があると考えます。

5.2 掲載についての判定

掲載についての判定においては、後記の A~D の 4 段階の判定のうちいずれかとします。

なお、同一論文の同一査読者への査読依頼は、原則として 2 回までです。2 回目の査読の際の判定は、A 又は D しか選択できません。

また、「掲載の条件」に関する事項は、第 1 回目の査読で十分に指摘してください。2 回目に新たな条件を付加することはできません。

- [1] 初めての査読の場合 : A, B, C 又は D (Letter は A, B 又は D)
- [2] 同一の査読者による 2 回目の査読の場合 : A 又は D
- ただし、A の判定でも、極めて軽微な修正は、提示できます。

これ以外の判定を選択せざるをえないなど、問題のある場合は、担当編集委員にご相談下さい。

A. そのまま掲載可 原則として、修正なしに学会誌に掲載します。

B. 掲載可 ただし、少数の誤記、脱字、不注意な誤りなど軽微な修正を必要とする。

投稿者への連絡用として別紙に「掲載の条件」を記載して下さい。また、この場合、「査読者コメント」欄で、もう一度査読をされるかご連絡下さい。「参考意見」を併記しても結構ですが、「掲載の条件」との区別を明確にして下さい。

なお、著者に与えられる修正の期間は **3 ヶ月**です。 (Letter は 1 ヶ月)

C. そのまま掲載するには不适当 そのままでの掲載は不适当であるものの、掲載可とするために必要な条件（修正箇所、修正方針）を明示的に示すことが可能であり、修正が可能と思われる場合。指摘する「掲載の条件」を満足する修正が行われれば掲載可とする。修正にかなりの労力を要すると判断される場合であっても、掲載の条件に沿って修正を施した後、論文の基本的な論旨に大きな変更は生じないと判断される場合には C 判定とすることを推奨します。

「掲載の条件」に加えて「参考意見」を併記しても結構ですが、「掲載の条件」との区別を明確にして下さい。修正された原稿が提出された際には同一査読者に再査読を依頼します。

著者に与えられる修正の期間は **3 か月**です。

なお、上記 B, C, 2 種類の判定を、「条件付掲載」と呼びます。

「条件付掲載」では、明確な「掲載の条件」を著者に提示することが肝要です。「掲載の条件」は「掲載可」判定のために必ず著者が満たさねばならない項目であり、論文をよりよくするための「参考意見」とは充分区別するようご注意下さい。2 回目の査読では新たな「掲載の条件」を追加することなく、1 回目査読で示した「掲載の条件」が満たされた否かのみを判断ください。

D. 掲載不相当

明らかな誤り，内容の不備，論文等作成上の不手際などがあり，論文に本質的な問題がある場合はこの判定をとります。また掲載可とするために必要な条件（修正箇所，修正方針）を示すことが可能であっても，修正の範囲が極めて広範にわたる場合など，修正後の論文の基本的な論旨に大きな変更が生じる可能性が高いと判断されるときには，この判定を取ります。投稿者への連絡欄に，この判定に至った理由を明記して下さい。

新規性に問題があると判定する場合は，先行研究に関する文献を提示するなど，その根拠となる資料を具体的に指摘して下さい。

なお，D と判定された論文でも，その研究内容には価値が認められる場合が少なくありません。その場合には，全面的な修正を行った上で再投稿することを促すこととします。また，たとえば論文（Paper）としては掲載不相当であるが，Acoustical Letter や，技術報告（Technical Report），寄書（Short Note），としては掲載可となる見込みがあるとみなされるものは，その旨を参考意見として記して再投稿を促すこととします。

論文等掲載可否の最終決定は，編集委員会の責任で行います。したがって，個々の査読者の判定結果と相違する結論が出ることもあり得ますので，ご了承下さい。このようなことは，論文・Paper 等，査読者が2名の場合には少なからず生じます。また，査読者が1名のジャンルでも，最初の査読者がDと判定した場合，理由が極めて明白で疑問の余地がない場合を除き，異なる立場（たとえば，学問的立場に対する産業的立場）の別の査読者に再度査読を依頼して公平を期することもあります。

6. その他

査読者の氏名は，著者には知らされません。

なお，担当編集委員の氏名は，著者に知らされることがあります。

以 上